

「令和3年度介護人材マッチング・定着支援事業」受託予定法人の選定基準

令和3年度介護人材マッチング・定着支援事業受託予定法人については、次の基準により選定するものとする。

I 事業効果

①適切な事業達成目標の設定（重点項目）

求職者向け研修の受講定数について、募集要領に掲げる条件以上の目標設定となっており、実現可能な高い目標値を掲げていること。

②効果的な広報・アプローチ等の実施（最重点項目）

求職者向け研修対象者の確保に向けた広報や、介護職員応援あっ旋等支援の広報等について、募集要領に掲げた機関を通じた基本的な周知はもとより、ターゲットを設定し、効果的かつ効率的な広報等を実施し、①の目標達成が見込めること。

③求職者の適切な選考の実施

求職者向け研修に応募する求職者を選考するにあたり、市内介護保険サービス事業所等において介護職員として定着が見込まれる者を選別するための具体的かつ効率的な選考方法・基準等が示されていること。

④効果的な研修の実施（求職者向け研修）（最重点項目）

求職者向け研修は、交通の便の良いところとなっているほか、介護職として事業所で働くにあたり必要な知識、技術を身につけられる内容となっていること。また、実習や見学会等が企画され、技術や資格の取得のみならず、求職者の就職へのモチベーション向上に役立つほか、一定期間経過後のフォローアップ研修の内容を実施するなど、求職者にとって魅力的かつ効果的な研修内容となっていること。さらに、求職者が急用等によりやむを得ず欠席する場合には、他コースに振り替えて補講を受けられるなど、求職者にとって一定程度フレキシブルな受講スケジュールが設定されていること。

⑤効果的な介護職員応援あっ旋等支援の実施（重点項目）

あっ旋のために登録する支援スタッフの確保の方法が具体的かつ実現可能性が高い内容であること。また、あっ旋前に実施する事前研修の内容が具体的かつ、即戦力につながるが見込める内容であること。さらに、当該事業が各事業所に積極的に利用してもらえるような取り組みが盛り込まれていること。

新型コロナウイルス陽性者発生施設からの相談に対する専門家による助言等個別支援の内容が、具体的かつ、事業継続に寄与すると認められる内容であること。

BCP作成支援について、事業継続のために必要な内容となっており、かつ、実際に各事業所での作成が進んでいくと期待される提案内容であること。

⑥具体的かつ効果的な就職支援、定着支援の実施（重点項目）

就職相談会を通じて、就職が調わなかった求職者に対して実施する市内の他事業所へ就職するための支援策、及び、就職後の求職者、事業所への定着支援策について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること。

Ⅱ 事業基盤

⑦事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤

応募法人の財務状況・組織等の運営基盤が、事業を円滑に実施できると認められること。

⑧事業の適切な運営体制

本事業に従事する従業員数等の体制、事業スケジュール等が適切であること。

⑨類似する事業の実績

類似する事業の実績（緊急雇用創出事業における地域人材育成事業等）の受託・履行実績があり、当時の各受託事業の事業目標の達成度が優れていること。また、過去2年間に、コンプライアンス（法令遵守）に違反するような事由がないこと。

Ⅲ 適正実施

⑩個人情報保護の取組

個人情報の保護に関し、提案者のプライバシーポリシーおよび具体的個人情報管理方法が適切であること。

⑪適切な経費の積算

経費の縮減に努めるとともに、提案された事業費の総額が、本事業の目的及び応募法人の提案内容に照らして妥当であり、適切に積算されていること。

評価採点の考え方

1 各項目と配点比率

項目	配点
I 事業効果	75点
①適切な事業達成目標の設定（重点項目）	（10点）
②効果的な広報・アプローチ等の実施（最重点項目）	（20点）
③求職者の適切な選考の実施	（5点）
④効果的な研修の実施（求職者向け研修）（最重点項目）	（20点）
⑤効果的な介護職員応援あっ旋等支援の実施（重点項目）	（10点）
⑥具体的かつ効果的な就職支援、定着支援の実施（重点項目）	（10点）
II 事業基盤	15点
⑦事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤	（5点）
⑧事業の適切な運営体制	（5点）
⑨類似する事業の実績	（5点）
III 適正実施	10点
⑩個人情報保護の取組	（5点）
⑪適切な経費の積算	（5点）
合計	100点

2 各配点の考え方

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5点満点とするが、採点において重点項目は2倍の評価点数とする。

3 採点結果

(1) 配点

1 出席委員あたり100点を持ち点とし、出席委員数×100点を総合計点とする。
なお、各委員は、評価採点で同点の場合も、各業者の順位を表示すること。

(2) 基準点

総合計点の60%以上の得点、かつ各出席委員の点数が50点以上とする。

4 選定方法

(1) 応募法人が1業者のみの場合

基準点を満たした場合、受託予定者とする。

(2) 応募法人が複数の場合

ア 最高得点応募法人が、基準点を満たし、かつ出席委員の半数以上が1位の支持をしている場合、その応募法人を受託予定者とする。

なお、総得点が同点の場合も、出席委員の半数以上が1位の支持をしていることを要する。

イ 半数以上の出席委員の支持がない場合、各員の評価点数とは別に、各委員の評価点数に基づく順位により、次の表に従い点数を付け、当該点数の合計が最高の業者を受託予定者とする。

各委員の評価順位	2業者応募	3業者応募	4業者以上応募
1位	5点	5点	5点
2位	3点	3点	3点
3位		1点	1点
4位以下			0点